

議案第10号

八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例

八幡浜市立幼稚園条例（平成17年条例第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前															
<p>(設置及び名称等)</p> <p>第2条 八幡浜市に、幼稚園を設置し、その<u>名称及び位置</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>2 幼稚園の定員は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>別表第1</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>八幡浜市立 神山幼稚園</td><td>八幡浜市五反田1番 耕地173番地</td></tr><tr><td>八幡浜市立 保内幼稚園</td><td>八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田1番 耕地173番地	八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地	<p>(設置及び名称等)</p> <p>第2条 八幡浜市に、幼稚園を設置し、その<u>名称、位置及び定員</u>は、別表第1のとおりとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>八幡浜市立 神山幼稚園</td><td>八幡浜市五反田1番 耕地173番地</td><td>70人</td></tr><tr><td>八幡浜市立 保内幼稚園</td><td>八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地</td><td>140人</td></tr></tbody></table>	名称	位置	定員	八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田1番 耕地173番地	70人	八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地	140人
名称	位置															
八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田1番 耕地173番地															
八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地															
名称	位置	定員														
八幡浜市立 神山幼稚園	八幡浜市五反田1番 耕地173番地	70人														
八幡浜市立 保内幼稚園	八幡浜市保内町宮内 4番耕地50番地	140人														

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

市立幼稚園の定員の規定を教育委員会規則に委任するため。

